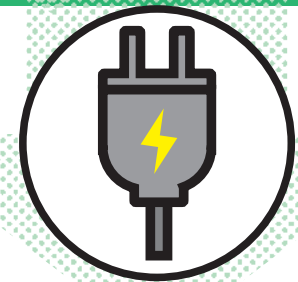


エネルギーコスト削減

につながる取組を行う

飲食・商業・サービス業等を営む

中小企業を応援します



間接補助事業
申請受付期間

令和6年6月7日(金)～9月30日(月)17:00まで

- ※1 製造業を営む事業者様は、「ものづくり産業エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」をご活用ください
- ※2 「飲食・商業・サービス業等」の定義は裏面をご参照ください

公募期間

令和6年6月7日(金)～9月30日(月) ※予算の上限に達し次第終了となります(※当日消印有効)

第1次締切	令和6年6月21日(金)17:00まで	第4次締切	令和6年7月31日(水)17:00まで
第2次締切	令和6年7月1日(月)17:00まで	第5次締切	令和6年8月30日(金)17:00まで
第3次締切	令和6年7月16日(水)17:00まで	第6次締切	令和6年9月30日(月)17:00まで

書面審査

間接補助期間

交付決定の日から、最長で令和6年12月31日まで
交付決定後に発注した事業が対象となります

間接補助率

間接補助対象経費の1/2以内
※新型コロナウイルス感染症関連融資を利用している場合は2/3以内

間接補助額

下限20万円～上限**200万円**

対象者

原則として島根県内に主たる事業所または工場を有し、**飲食・商業・サービス業等**を現に営む中小企業者等(事業協同組合・企業組合・協同組合・商工組合・特定非営利活動法人を含む)
ただし、みなし大企業を除きます



お問い合わせ先

島根県エネルギーコスト削減対策緊急支援事業事務局

TEL 050-2030-2706【電話受付時間 9:00～17:00 (土日祝日除く)】

E-mail: info@shimane-energycost-sakugentaisaku.com

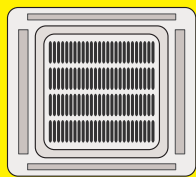
<https://enecos.joho-shimane.or.jp/>



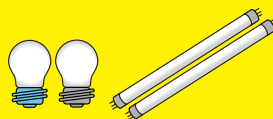
補助対象例 高効率冷蔵冷凍庫、高効率空調設備、LED照明機器、高効率乾燥機、熱源機器（ボイラー等）、高効率ガスフライヤー、事業用車両（黒・緑ナンバー）、建設機械等



高効率冷蔵冷凍庫



高効率空調設備



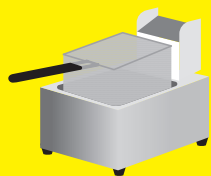
LED照明機器



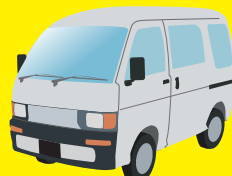
高効率乾燥機



熱源機器（ボイラー等）



高効率ガスフライヤー



事業用車両（黒・緑ナンバー）

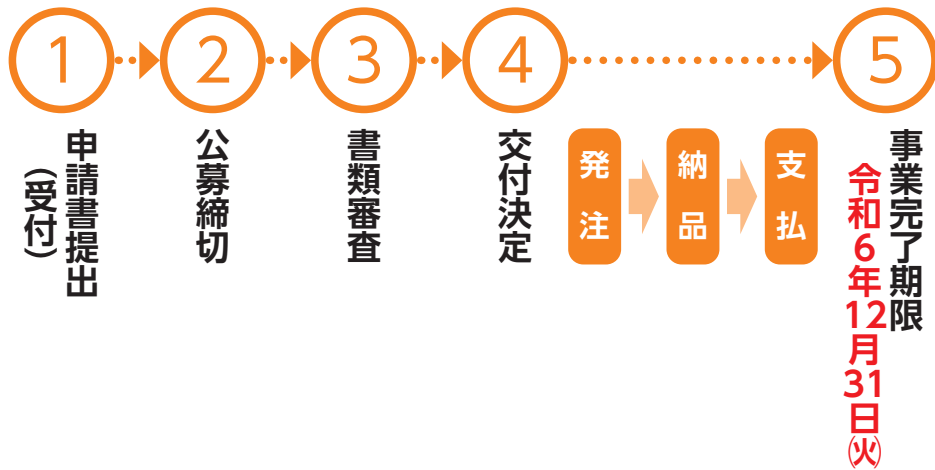


建設機械

主な要件等

- ①過去（令和4年度・令和5年度）に「飲食・商業・サービス業等エネルギーコスト削減対策緊急支援事業補助金」を受給していないこと
 - ②エネルギー価格高騰の影響を受けていること
 - ③エネルギーコスト（電気代、ガス代、燃料費等）を削減するための、省エネルギー・省電力に資する設備等の更新、機器等の導入であること
 - ④県税の滞納が無いこと
- ※詳細は事務局HPに掲載している公募要領をご確認ください

スケジュール



「飲食・商業・サービス業等」の定義

「飲食・商業・サービス業等」とは日本産業分類における次に掲げる業種以外をいう。

- ①大分類A （農業・林業）
- ②大分類B （漁業）
- ③大分類E （製造業）
- ④大分類N （生活関連サービス業、娯楽業）のうち
 小分類803 （競輪・競馬等の競争場、協議団）、
 細分類8094（芸ぎ業（置屋、検番を除く。））及び
 細分類8096（娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業）
- ⑤大分類R （サービス業（他に分類されないもの））のうち、
 中分類93 （政治・経済・文化団体）及び中分類94（宗教）